

住民投票制度における常設型・非常設型の概要とメリット、デメリット

区分	概要	発議及び請求			投票資格者の範囲	メリット	デメリット
		市長	議員	市民			
常設型	住民投票の対象案件、発議及び請求、投票に関する手続き等の要件を予め条例によって定め、個別の案件については、要件を満たすことにより自動的に住民投票を実施する制度。	【要件】 制限なし	【要件】 1/12以上の議員	【要件】 一般的には請求権者の1/3以上の連署をもって請求	【要件】 条例で予め設定されている範囲	要件を満たせば住民投票を実施することになるため、発議又は請求から実施までに要する期間が比較的短い。 市長の発議及び市民の請求による場合、要件以外の制約がないため、実現可能性が非常に高い。	問題が成熟していなくても、住民投票にかけ得る。 投票の対象とする又は対象としない案件を定めるなど制度設計が困難。 市民にとって、ハードル（請求要件）が高い。 議会又は市長がその必要性を感じていない場合には、結果が尊重されない場合もある。
		【関与】 議会の関与を受けない	【関与】 議会の議決が必要	【関与】 市長・議会の関与を受けない。	【特徴】 案件ごとに投票資格者の変更はできない。		
非常設型	個別の案件ごとに、投票資格者、投票手続き、投票結果の扱い等を定めた条例を制定し実施するもの。	【要件】 条例案を上程	【要件】 1/12以上の議員により条例案を提出	【要件】 条例案又は必要要件を記載した書類を添えて請求権者の1/50以上の連署をもって請求	【特徴】 案件ごとに投票資格者を変更することができる。	問題の成熟度、投票の対象とする又はしないの最終判断は、議会が行うため、制度設計が容易。 市民にとって、ハードル（請求要件）は低い。 議会及び市長がその必要性を判断し、実施することから、その結果は尊重される。	個別案件ごとに条例を制定し、実施するため、発議又は請求から実施までに相当な期間を要する。 住民投票の可否についての最終決定権は議会にあるため、市長の発議及び市民の請求による場合は、否決される場合もある。 条例案又は必要要件を記載した書類の作成など、市民にとって、請求のための技術的なハードルが高い。
		【関与】 議会の議決が必要	【関与】 議会の議決が必要	【関与】 市長が意見を付して議会に提出。議会の議決が必要。			